

国民健康保険

**住所を町外に移している
学生は「在学証明書」を！**

国民健康保険には、町内に住所がなければ、原則、加入することができません。

しかし、大学や短大などへ進学するために町外に転出する場合には、特例として学生用の被保険証(マル学保険証)を交付しています。

- 〔1〕新しく特例を受ける方**
特例を受けるには在学証明書の提出が必要です。お早めに在学証明書をとり寄せ、今まで使用していた保険証とともに提出してください。
- 〔2〕すでに特例を受けている方**
継続して特例を受けるには、毎年4月(新学期)に在学証明書の提出が必要です。お早めに取り寄せ、必ず手続きをしてください。

- 〔3〕学校を卒業された方、やめられた方**
すでに特例を受けている方で、学校を卒業された方、やめられた方は、八雲町国民健康保険の資格を喪失する手続きが必要です。

喪失の手続きがされない
と、国税の課税対象から除かれま
せんので、必ず手続き
するよう
お願い
します。

手続きの際には、保険証を返還して
いただきますので、忘れず
に持参
してくだ
さい。

〔手続きに必要なもの〕

- ・印鑑
- ・国民健康保険被保険者証
- ・在学証明書
- ・住民票(転出先の住民票)
- ・マイナンバーカード または通知カード(世帯主、特例を受ける方のお二人分)
- ・来庁者の本人確認書類

- 運転免許証等の写真付き証明 1点 または
- 健康保険証等の写真無し証明 2点

〔申請先〕

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

〔問い合わせ先〕

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

国民健康保険

倒産・解雇・雇い止めなどで離職し、国民健康保険に加入された方は保険料が減額されます

軽減を受けるためには申請が必要
ですので、必ず
手続き
される
よう
お願い
します。

〔対象となる方〕

離職の翌日から翌年度末までの期間
において、次により
失業等
給付を
受ける
方

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)

〔軽減額〕

国民健康保険料は、前年の所得
などにより算定
されま
す。

軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなし行います。

〔軽減期間〕

離職の翌日、翌年度末まで

〔手続きに必要な物〕

- ・国民健康保険被保険者証
- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑

〔申請先〕

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所
- ・落部支所

住民サービス課

〔問い合わせ先〕

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112



特定社会保険労務士
ナカムラ 労働管理事務所
就業規則・給与計算・労災・雇用保険
http://www.nakamura-jimusyo.biz
八雲町本町147-2
☎(0137)62-2804

〈広告〉

新規・解体撤去・
リフォーム追加彫刻...
墓石のことなら
ご相談ください!
洋型・和型、墓石も各種展示いたしております。
お任せ下さい!!
高橋石材工業株式会社
〒049-3122 北海道二海郡八雲町花浦78
TEL(0137)62-2960 FAX(0137)63-2266

〈広告〉

ご供養の心によりそう
あおいセレモニー
・病院、各施設からの直接安置等、ご相談下さい
・町外からの搬送もお引き受けいたします
・自宅や寺院・会館を利用したの葬儀全てお任せ下さい
〒049-3102 北海道二海郡八雲町東町247-1
電話 0137-64-2855 FAX 0137-66-5015

〈広告〉